# 台湾の外国人労働者受入れ問題

施 昭雄\*

#### 目 次

- 1.はじめに
- 2. 外国人労働者の発生と対応
- 3.外国人労働者受入れについての賛否両論
- 4. 外国人労働者の受入れ状況と管理運用
- 5. 外国人労働者受入れに伴う課題

#### 1. はじめに

アジアの新興工業経済地域(アジア NIES)の一員であり、かつては高い経済成長を続けた台湾は、資源に乏しく、輸出に高く依存しているところから日本によく似ているといわれる。しかし、経済が発展するに従い、労働力不足問題がますます深刻化し、1991年 7 月から始まる国家建設 6 ヵ年計画 (注1)に支障をきたしかねない重大な問題になった。これを機に外国人労働者受入れ問題が論議されるようになり、そのため、1980年代末頃から、労働力不足を解消する意味で、外国人労働者の受入れの賛否が問われるようになった。もし受入れるならば、如何にして合法的に受入れるかが、もっぱら政府・社会及び国民大衆の論議の焦点になった。国民の中には依然として受入れ反対の意見が聞かれるなか、台湾立法院(日本の国会に相当)において、外国人労働者管理規則を含む「就業服務法」の草案が審議される運びとなっ

<sup>\*</sup>福岡大学経済学部

た。しかし、この審議が未了状態にも関わらず、外国人労働者はすでに台湾の労働市場に存在し始めていた。非公式な統計ではあるが、外国人不法就労者は、その当時、すでに少なくとも8万人ないし10万人ほど存在していたといわれる $(^{12})$ 。

1990年9月下旬、行政院において「14項重要建設工程人力需求因応措施法案」が成立し、外国人労働者の合法的な受入れが法的に認可された。これに目をつけた中華工程公司は、翌年の1991年2月、初めて合法的にタイ国人労働者の受入れを開始した。この受入れに関しての社会的反響は概ね肯定的であった。すなわち、労働力不足を外国人労働者で賄うという一つの社会的事実を認める方向に向かったのである。この受入れは無制限ではなく、当面は3万人を限度とし、必要に応じてその調整を行うとした。しかし、上述のように、非公式的な統計ではあるが、当時すでに8万人を下らない外国人不法就労者が在台していた。つまり、人数制限の問題よりもこれら外国人就労者をどのような方法をもって対処するかが、重要な政策課題になっていた。

#### 2. 外国人労働者の発生と対応

外国人労働者が台湾の労働市場に流れ込んだ原因を分析すると、およそ次の点に集約できる。最たる原因は、台湾内部の労働力需給が、産業構造の転換と社会的価値観の変化によって、アンバランスが生じたことに帰着するものと考えられる。産業構造の高度化過程において、政府は教育機関や職業訓練所を通じて労働力の質的向上を図り、産業構造を資本集約的、もしくはサービス業を主とした構造転換過程の下で、それらを活用しながら労働力需給のアンバランスを是正していかなければならない。

ところが実情は、台湾の産業構造の高度化過程において、3つの原因によって一部の労働集約型産業に深刻な労働力のアンバランス問題が生じたので

ある。1つは、1980年代後半から、台湾社会はバブル経済ブームに乗じ、恐ろしいほど多くの人が凄まじいマネーゲームや株式投機に興じた。結果として金融市場は狂乱状態に陥り、労働力の製造業離れが加速化し、労働集約型産業に突如として深刻な労働力不足問題が現れた。2つ目は、1984年に労働基準法(労働基準実施細則は1985年に制定)が制定されたが、厳守しない企業が多数存在した。そのため企業で働く労働者の労働条件は改善されず、特に、労働集約型産業においては、その傾向が顕著であった。そのため、労働力の製造業離れが顕著に現れ、結果として労働力のアンバランスを一層深刻化し、外国人不法就労者の台湾労働市場への流入を増大させることとなった。3つ目は、表1が示すように、1980~90年代を通して台湾の失業率は1~2%台と低レベルを推移していた。まして当時の経済成長率は6~7%台であり、台湾は目覚しい経済発展を展開していた。つまり、労働力不足を外国人労働者の流入によって賄うことは当然の事実として受け止められていた(注3)。

表 1 台湾の経済成長率と失業率

(単位:%)

年 次	経済成長率	失業率 ( 平均 )
1981年	6.24	1.36
1986年	11.49	2.66
1991年	7.58	1.51
1992年	7.85	1.51
1993年	6.90	1.45
1994年	7.93	1.56
1995年	6.49	1.79
1996年	6.30	2.60
1997年	6.59	2.72
1998年	4.55	2.69
1999年	5.75	2.92
2000年	5.77	2.99
2001年	-2.17	4.57

2002年	4.25	5.17
2003年	3.43	4.99
2004年	6.07	4.44
2005年	4.03	4.13
2006年第3四半期 までの平均	4.28	4.05(7月分)

資料出所:台湾行政院主計処の統計資料に基づき作成。2006年9月

仮に、上述の原因がなくとも、著しい経済発展によって国民の生活水準及び教育水準が向上すると「3 K 現象」の忌避が生じたであろう。また、資本・技術集約型産業への転換が順調に行われたとしても、最低限必要となる労働力確保さえ難しい状態となる。まして経済の発展に伴い、それに見合った労働力が必要となるが、台湾の人口構造は、徐々に先進国型、所謂「人口転換論」的な現象がみられるようになった。これだけでも労働力不足問題を起こしかねないが、それに加えて近隣諸国の賃金水準が台湾よりもかなり低いことも重なり、不法就労者(もしくは外国人労働者)に絶好の労働市場としてみられたとしても不思議ではなかった。

シンガポールもこれと同様な原因により、近隣諸国から多くの外国人不法就労者が流れ込んでいた。その数は、1989年当時既に12万人を超えていたといわれているが、その中には不法就労者も多かった。その結果、1989年1月に「出入国管理法」が強化され、同年3月13日に国会で採択された。そして、この法律に従い、外国人不法就労者の締め出しとして、本国送還をはじめ不法就労者に対し厳罰をもって対処する方針を決めた。何故にシンガポール政府がこのような強硬な政策を打ち出したのか、その政策目的はおおよそ次の4点に集約することができよう。それは、

- 1 . 大量の外国人不法就労者が長期間滞在することに伴う社会問題化に対して先手を打っておきたい。
- 2 . 景気動向にあわせた労働市場の調整機能を政府の管理下におきたい。

- 3.産業(企業)の近代化努力を怠らないための予防効果を狙う。
- 4 . Job-hopping の弊害をなくし、定着をはかる。

等といったことである<sup>(注4)</sup>。これらの政策目的は、シンガポールに限らず、現に外国人不法就労者問題を抱えている、日本や台湾その他の国においても 共通した社会問題として取りざたされている。

特に、当時の台湾では、既に多くの外国人不法就労者が存在しており、社会問題化していた状況にあった。そのため、外国人不法就労者の締め出し・不法就労者の正規雇用等の合法的な手続きを経て受入れるといった方法に転換し、それを実行に移そうとした。その目的は、シンガポールと同様、外国人労働者を台湾の労働市場下において、景気変動や労働力の需給にあわせて、政府が積極的に調整・管理機能を通じてそれらの掌握、及び外国人不法就労者による社会問題化への対処への意図も含まれていたといえる。1991年7月1日から実施された国家建設6ヵ年計画の規模・内容と投資額をみてもわかるように、台湾政府としては投資資金(当初の計画額は3000億米ドル)の調達方法よりも、労働力の調達・確保をどうするかが大きな問題であった。

# 3. 外国人労働者受入れについての賛否両論

台湾では、外国人労働者の受入れに関して、賛否両論的な意見がみられた。 経済的側面を考慮した場合は賛成意見が多いが、社会的側面を考慮した場合、 反対的意見、もしくは懐疑的な見解を持つものが多数を占めていたようであ る。

外国人労働者の受入れに関する賛否両論を分析する前に、政策的効果を考察すれば、合法的に外国人労働者を受入れ後の台湾労働市場における労働力補充効果は期待できるものの、十分な効果がえられるとは断言しがたい。その主な理由は、台湾産業の生産コストの比重が次第に引き上げられ、労働集

約的な産業部門における外国人労働者を受入れることによって一時的に生産コストの重圧から逃れたにしても、長期的な発展からみたとき、台湾の産業発展にとっては、それほど大きな利益にはならないからである。つまり、産業構造の高度化は、台湾の経済発展にとって既定の政策であり、未来の存亡にかかわる重要な施策であった。本来、加速的に淘汰していかなければならない労働集約的な産業が、外国人労働者を受入れて延命を図ろうとしたことによって、それがかえって産業構造高度化の好機を逸する懸念があった。

ところが現実問題として、外国人労働者の受入れ問題を論議している最中に、すでに数万人の外国人労働者が不法就労していた。その後、外国人労働者の受入れが合法化された。建設業・製造業のみならず、家事労働者・看護・介護や船員といった分野においても競って外国人労働者の受入れを行い、労働コストの削減を図ろうとした。その結果、外国人労働者は激増し、特に、1991年から実施された国家建設6ヵ年計画に合わせるかのように、中華工程公司が、同年2月に初めてタイ国人労働者1000人を合法的に受入れた。それを機に、台湾全体で1992年は15,924人、1993年は97,565人、1994年には151,989人の受入れに達し、僅か3年間で倍数的に増加したのである(注5)。

確かに外国人労働者の受入れは、台湾における労働力不足を補う補填効果と、低賃金労働力を使うことによる労働コスト減少による生産コスト削減効果といった二重の経済的なメリットをみることができる。しかし、社会的側面からみた場合、外国人労働者の受入れは、多くの社会問題とそれに伴う巨大な社会的費用の発生に繋がり、外国人労働者の受入れによる経済的なメリットよりも、社会的な犠牲のマイナス要因が上回ることも考えられた。例えば、

1.文化的差異による摩擦、言語上の障害による意思疎通の欠如と感情の対立。

- 2.受入れ国の社会的慣習・風土に馴染めない個人による事故や犯罪、例 えば、酒酔い上の衝突、労働意識・慣習の違いによる摩擦や対立、さら に、暴力・暴行・犯罪等の深刻な社会問題の発生の恐れ。
- 3.外国人労働者の雇用による生産コストの引き下げから、安易に外国人 労働者雇用へ偏重し、本国人労働者の失業問題を引き起こすのではない かという懸念。
- 4.1~3の例から生じる社会費用の増大、医療・労災にかかる社会保険費、労資争議抗争、外国人労働者専用の公共施設の提供など、これらに関して発生する社会費用のすべてを社会大衆が共同で負担しなければならないことへの懸念。

特に、2番目に関しては、外国人労働者の犯罪(表2を参照)は勿論のこと、外国人労働者の行方不明者(日本の文献資料では、逃亡者という言葉が使われているが、台湾の資料を見る限りでは、行方不明者、或いは行方不明率といった表現が使用してあるためそれに統一)が、増えているのは事実である(表3を参照)。この点についてはあとでさらに記述するが、外国人労働者の犯罪件数や行方不明者数が増加傾向にあるとの理由、外国人労働者の受入れ等に伴う社会費用の増加、もしくは本国人失業者の増加を懸念するという理由、などで外国人労働者の受入れを全面的に禁止した方がいいということでもない。

問題の核心は、台湾の労働力が本当に足りないのかどうかを長期的展望に立って総合的に検討することが求められているという点にある。同時に、台湾の置かれている政治的な環境・条件、および国際的動向等も視野に入れて外国人労働者問題に対処しなければならない。

表 2 外国人労働者犯罪統計

(単位:件数と人)

	合法的な外国人労働者の 犯罪件数	合法的な外国人労働者の 犯罪人数
1995年	1 6 9	2 4 1
1996年	183	2 7 1
2000年	1 2 6	1 4 7
2001年	1 5 8	2 2 4
2002年	1 4 6	1 8 0
2003年	1 4 8	197
2004年	1 3 7	1 6 3
2005年	1 9 2	2 4 2
2006年	1 0 7	1 1 6

資料出所: 1.1995年と1996年の資料は、行政院労工委員会「1997年労働情勢分析及今年展望」により作成。

- 2.2000年~2006年7月までの資料は、行政院労工委員会「外籍労工犯罪概況 按犯罪別分」により作成。
- 3.犯罪は、窃盗、暴力犯罪、其の他犯罪を含む。

表 3 外国人労働者行方不明者数と比率

(単位:人、%)

左为	総	計	インド	ネシア	マレ-	-シア	フイ!	רבור	タ	1	ベト	ナム	モン	ゴル
年次	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
1994	5922	3.90	136	2.26	134	5.72	1865	4.85	3787	3.60				
1995	11424	4.56	232	4.27	98	4.73	3599	6.59	7495	5.91				
1996	7424	3.49	263	2.58	30	2.01	3000	3.59	4131	2.92				
1997	5508	2.32	334	2.65	18	1.58	2962	3.25	2194	1.66				
1998	4677	1.82	493	2.80	6	0.87	2450	2.27	1728	1.32				
1999	4057	1.44	760	2.54	12	2.23	1882	1.63	1403	1.03				
2000	4268	1.37	1680	2.93	16	12.13	1303	1.19	1234	0.88	35	0.72		
2001	5089	1.58	2804	3.21	2	2.54	1048	1.22	942	0.68	293	2.75		
2002	7079	2.31	3809	3.99	1	2.76	643	0.93	1042	0.86	1584	7.79		
2003	9688	3.23	3411	4.62			873	1.17	1171	1.09	4233	9.63		
2004	12062	3.96	1978	4.92			1177	1.35	1369	1.32	7536	10.16	2	5.48
2005	12938	4.26	1973	6.65			1543	1.65	2040	2.10	7363	8.17	19	24.08
2006	6830	2.05	2433	3.88			686	0.72	894	0.93	2815	3.57	2	3.28

資料出所:行政院内政部警政署

注: 1.行方不明比率=行方不明人数÷在台外国人労働者数の平均値(%)

2.2006年の数字は2006年7月までの累計

政治的な環境や条件、もしくは国際的な動向を重視することは、台湾にとっ て非常に重要である。なぜなら、台湾は中国大陸との関係において、国際的 に孤立しないように配慮しなければならないからである。したがって、東南 アジア諸国から外国人労働者を受入れる際は、二国間協定によって受入れ枠 を決め、友好関係を維持しようと配慮する必要がある。これは、シンガポー ルも同様である。シンガポールは多民族国家であり、常に国内においては民 族の融和と統一を図り、対外的には、特に近隣諸国との友好を重視し、国際 的な孤立を避けることを国策としてきた。シンガポールが1989年に「出入国 管理法」の改正を行って外国人労働者を締め出した目的は、外国人労働者の シンガポールへの入国を全面的に拒否することではなく、正規の手続きを経 てシンガポールに入国・就労するのであれば、それらの就労を認めるためで あった。1989年3月末までにタイ人不法就労者約1万人を本国に強制送還し た際にとった措置はこの理念に基づくものであった。そもそも不法就労者は その国の法律を犯して就労するため、本来ならば再入国できない。しかし、 シンガポール政府は強制送還された不法就労者についても、正規の手続きを 行えば、再びシンガポールでの就労のための再入国を認める措置を講じたの である。つまり、シンガポール政府としては、近隣諸国との友好関係を維持 しつつ、さらなる経済発展に必要な労働力を確保するには、いったん不法就 労者を一掃した後に、それらを再度合法的な方法によって、正規労働者とし て受入れることにより、近隣諸国との摩擦を避けると同時に必要な労働力を 確保するという、いわば一石二鳥の利を得ようとしたのである。

ここで台湾の状況を見ると、1991年から始まった国家建設6カ年計画は、大量な労働力を必要とした。そのため、当時すでに存在していた不法就労者問題の解決も含めて、二国間協定に基づく受入れ条件の下、一定規模の労働者の受入れを原則的に最長3年間とし、彼らの在留を認めることにした。以上のように、外国人労働者の受入れについての問題は複雑であり、是非の決断は非常に難しい。結局はその当時の背後にある諸要因によって判断するしかないと思われる。外国人労働者を受入れる前段階では、企業側は受入れ人数と賃金水準の問題、対する国民大衆は本国労働者の就業機会、特に社会的な弱者の雇用問題と外国人労働者の生活適応問題、治安と管理問題等々に関心を持ち、それぞれの立場で論議を展開していた。それでも外国人労働者受入れを始めた背景には、7%前後という当時の台湾の高い経済成長率、および1~2%の低い失業率があった。加えて、受入れ人数と在台期間の制限や、受入れた外国人労働者の管理は彼らが在籍する企業(法人)や個人が責任を持つという規定もあった。

ところが、近年来、台湾国内の景気は低迷、失業率も4%台が続いている。それに外国人労働者の犯罪も相変わらず横ばいである。さらに、外国人労働者の行方不明問題はますます深刻化している。それでも外国人労働者の受入れ人数は毎年増加傾向にある。表4を参照すると、2005年の外国人労働者数は327,396人で、2004年に比べて13,362人の増加、そして、2003年に比べると2004年は13,884人の増加である。国別でみると、タイ国籍の労働者が全体の30.03%を占め最も多く、フイリピン籍の29.23%が第二位、第三位のベトナム籍が25.71%である。そして、第四位のインドネシア籍が15%を占め、モンゴル籍とマレーシア籍があとを次ぐということである。これまで台湾におけるインドネシア籍の労働者数は非常に多く、タイ籍の労働者数のあとを次ぐほどであったが、インドネシア籍の労働者の行方不明者が多く、台湾政

府は、ついに2002年に受入れを凍結した。しかし、2年4ヶ月後の2004年12月に凍結政策を解除したため、ここ数年はインドネシア籍の労働者数が増加傾向に転じている。2004年には、台湾とモンゴル間に二国間協定が締結され、初めてモンゴル籍の外国人労働者の台湾への受入れが実現したのである。(表4を参照)。

表 4 台湾における外国人労働者数と国別状況

(単位:人)

年》	7	総計	インドネシア	マレーシア	フイリピン	タイ	ベトナム	モンゴル
2001年	E	304,605	91,132	46	72,779	127,732	12,916	
2002年	E	303,684	93,212	35	69,426	111,538	29,473	
2003年	E	300,150	56,437	27	81,355	104,728	57,603	
2004年	ĒΪ	314,034	27,281	22	91,150	105,281	90,241	59
2005年	E	327,396	49,094	13	95,703	98,322	84,185	79
前年比均	á	13,362人	+21,813	<b>-</b> 9	4,553	-6,959	-6,056	+20
減(人%	)	+4.25%	+79,96	-40.91	+5.00	-6.61	-6.71	+33.90

資料出所: 1.外国人労働者(単純労働分野)の受入れは、現在、タイ、フイリピン、インドネシア、マレーシア、ベトナムとモンゴルとの間に、二国間協定に基づいて行っている。モンゴルは台湾と2004年に二国間協定が締結されたから実績として現れた。

2.台湾行政院労工委員会、外籍労工統計表、2006年7月。 http://www.evta.gov.tw/stat/stat/htm より引用。

このように外国人労働者の受入れに対する賛否両論の渦中において、台湾は受入れを開始した。すると申請が激増し、今では30万人を超える巨大な存在となり、彼らが不可欠な情勢になった。受入れ当初は高成長、低失業率といった環境であったため、外国人労働者の受入れに積極的な見解が強かった。少なくとも止むを得ない事態と捉る見方が多かったといえる。ところが、台湾の社会・経済が変化し、低成長・高失業率という環境に変わった現在、外国人労働者に対す見方は厳しくなった。つまり、台湾は「進退両難」の立場

に置かれている。台湾大学薛教授は「この問題は、空腹になると食べ物が欲しくなるが、食べたら下痢する可能性があるし、身体にも悪影響をもたらす。最善の解決策は、断食するのではなく、健康な身体を保持することである」 (注6)としている。しかし薛教授は、また以下のように続けている。「今の台湾の身体は、すでに健康上に問題があり、物を食して栄養分を補充する必要はあるが、体質が虚弱になっているため、食べたら下痢が止まらないのではないかとの恐怖から、物を口にできない」 (注7)といった「進退両難」の状態に陥っているとしている。すなわち、続けて外国人労働者を受入れるか否か、適正な政策を打出せない状態にあるのではないかと強調している。

#### 4. 外国人労働者の受入れ状況と管理運用

ところが、台湾行政院労工委員会が、2005年11月7日に当面の外国人労働者の重点政策と受入れ業種に関する新たな指針を発表した。

1)外国人労働者受入れに関する新たな指針

近年来、国内の経済発展と社会的な需要に応えるため、重大な公共事業 建設、重大な投資案件を有する製造業、家事労働者、看護・介護と船員等 に分けて、計画的に外国人労働者の受入れを行う。

- **重大な公共事業建設**:政府が発注する重大な公共工事を落札した業者は、 外国人労働者を受入れて工事に従事させることができる。公共工事と は重大な投資案件を有する製造業の工場、国公・私立学校、社会福祉 機関及び病院等の建設を指す。
- **重大な投資案件を有する製造業**:製造業で重大な投資案件を有する企業が、投資を誘致し雇用機会の増加をもたらすならば、外国人労働者の受入れを申請する際はこれを認める。投資して生産される商品によって「非伝統的産業」と「伝統的産業」に分け、「非伝統的産業」の投

資金額が台湾ドル10億元以上、このうち機械設備と工場建設の投資金額が5億元以上の企業をその対象とし、「伝統的産業」の投資金額が台湾ドル5,000万元以上で、このうち機械設備と工場建設の投資金額が2,500万元以上の企業において外国人労働者受入れを認める。

- 家事労働者: 当面は、社会発展の需要に基づき、家庭内に子供が3人以上、若しくは3歳以下がいれば、外国人労働者のメイドを申請し雇うことができる。また、外資系企業を台湾に誘致すために、一定額以上の投資をした外資系企業の総経理(社長)や外国籍管理者、または台湾において一定額以上の綜合所得税を納めた外国籍職員は、外国人労働者メイドを申請することができる。
- 看護・介護: 当面は、国内看護・介護者の労働力不足状態を鑑み、家庭 もしくは社会福祉、精神障害者収容・治療施設、並びに植物人間・重 度な身体障害者、その他重度な難病疾患患者等の看護や介護を必要と する重度の患者がいる場合に限り、外国人労働者を申請することがで きる。
- 外国籍船員:台湾の漁業発展の必要性を鑑み、外国基地で作業する遠洋 漁船と近海漁船で働く最低制限枠内の外国籍船員として、外国人労働 者を申請することができる。ただし、外国籍船員と本国籍船員の合計 人数は、漁業ライセンスを登録する際の標準船員人数を超えてはなら ない。

現在、台湾政府が、受入れを認可している上記5つの開放分野で働く外国人労働者数は表5の通りである。すなわち、2005年末の時点で合計受入れ人数は327,396人であり、前年末に比べると13,362人の増加である。これを開放別分野でみると看護・介護及び家事労働者の増加が多い。重大な投資案件による製造業もやや増加しているが、政府の重大な公共建設工事と一般の製造業、建設業は減少している。

また、2005年末の各業種別外国人労働者数の増減状況は、表6のようになっている。

表 5 台湾で働く開放別外国人労働者数

(単位:人)

年 次 (年末)	合 計	重大な公共 工 事	重大な投資案 件による 製 造 業	看護・介護 と 家事労働者	その他 (一般の製造業 及び建設業)
2001年	304,605	29,619	61,258	103,780	109,948
2002年	303,684 21,191		64,183	113,755	104,555
2003年	300,150	12,747	70,354	115,724	101,325
2004年	314,034	7,763	76,125	128,223	101,923
2005年	327,396	6,193	79,569	141,752	99,882
前年末比 増 減	12,362	-1,570	3,444	13,529	-2,041
増減(%)	4.25	-20.22	4.52	10.55	-2.00

資料出所:台湾行政院労工委員会、外籍労工統計表、2006年7月。 http://www.evta.gov.tw/stat/stat/htm より引用。

表 6 台湾で働く業種別外国人労働者数

(単位:人)

年 次 (年末)	合 計	農業(船員)	製造業	建設業	社会サービス業と個人 サービス業(看護・介護 と家事労働者とその社 会サービス業を含む)
2001年	304,605	1,249	157,055	33,367	112,934
2002年	303,684	2,935	156,697	23,341	120,711
2003年	300,150	3,396	162,039	14,117	120,598
2004年	314,034	3,089	167,694	12,184	131,067
2005年	327,396	3,147	166,928	13,306	144,015
前年末比 増減人数	13,362	58	<del>-766</del>	1,122	12,948
増減(%)	4.25	1.88	-0.46	9.21	9.88

資料出所:台湾行政院労工委員会、外籍労工統計表、2006年7月。 http://www.evta.gov.tw/stat/stat/htm より引用。

全般的に見て人数は増加している。その内訳は、社会サービス業及び個人 サービス業である看護・介護及び家事労働者(メイド)の増加が著しく、建 設業はやや増加しているものの、製造業は逆に減少している。特に、台湾の 少子・高齢化の加速化と女性就業率の上昇に伴う看護・介護及び家事労働者 に対する需要は、現在のみならず将来においてもさらに上昇するとみられる。 仮に台湾籍のメイドを雇うとすれば、外国籍のメイドに支払う賃金の数倍が 必要となる。このような賃金水準では、看護・介護及び家事労働者を必要と する家庭にとっては、かなりの経済的負担が強いられる。確かに、外国籍家 事労働者の賃金は、本国人のそれよりも遥かに低い。また、結果として台湾 の女性が老人の世話や家事労働から解放され、労働力市場に参入することと なる。本来、台湾の女性労働参与率は、他の先進国と比較しても低レベルに ある。特に6歳以下の子供を持つ既婚女性の労働参与率は低く、40歳を超え る女性の労働参与率はさらに低い<sup>(注8)</sup>。これらの労働参与率を如何に高め るかは、今後の課題でもあるが、外国籍看護・介護及び家事労働者の受入れ により、台湾女性の就業希望者を増加させ、労働参与率を向上させることが 可能となる。表 5 によると、在台の外国人労働者数のうち、外国籍看護・介 護及び家事労働者数の割合は、2001年末で34.0%、2002年末で37.5%、2003 年末で38.6%、2004年末で40.1%、2005年末で43.3%と年々増加傾向にある。 このように外国籍看護・介護及び家事労働者を含む外国人労働者が増加す るなか、行方不明外国人労働者の問題が深刻化している。表 7 が示すように、 2005年末の行方不明者数は合計12.938人で年々増加している。絶対数・比率 ともにベトナム人が最も多く、次いでタイ人、インドネシア人となっている。 その仕事内容の内訳であるが、全外国人労働者数の約43%を占める外国籍看 護・介護及び家事労働者の行方不明率は、製造業や建設業で働く労働者より もやや少ないといわれている。本来、外国人労働者は、雇用契約期間中、労

働許可を申請した雇用者のもとで働くことが要求されるが、外国人労働者を雇用する雇用者側が、無断で雇用契約期間中に雇用者を変える場合も多々ある。なお、行方不明の原因については、働く業種・内容とはほとんど関係がない。第1位は同郷の仲間の仲介による転職に伴うものである。第2位は雇用の契約期間が切れる前に転職し、行方をくらます事例である。第3位はより高い待遇を求め雇用主を変えるものであり、第4位は仕事や生活環境に馴染まないために場所を変える事例である。このように被雇用者側の都合に基づくものが上位にきている。以上は行政院労工委員会が、2006年7月に発表した「外籍労工運用及管理調査」によって明らかになった。

いずれにしても、外国人労働者を雇用した企業・家庭と台湾での就業を希望する労働者間のミスマッチが原因であり、台湾及び外国人労働者を送出す 国の双方における職業紹介機関のマッチングに問題があるように思われる。

表 7 国籍別による外国人労働者行方不明者数

(単位:人数)

	総計	インドネシア	フイリピン	タイ	ベトナム	モンゴル
2001年	5,089	2,804	1,048	942	293	_
2002年	7,079	3,809	643	1,042	1,584	_
2003年	9,688	3,411	873	1,171	4,233	_
2004年	12,062	1,978	1,177	1,369	7,536	2
2005年	12,938	1,973	1,543	2,040	7,363	19

資料出所:台湾行政院労工委員会、外籍労工統計表、2006年7月。 http://www.evta.gov.tw/stat/stat/htm より引用。

### 2)外国人労働者の雇用と管理

外国人労働者の雇用と管理については、台湾政府公布の「就業服務法」 及び「雇主僱外国人許可及管理辦法」(外国人雇用に関する許可及び管理 規則)のなかで、以下の規定が定められている<sup>(注9)</sup>

- A、国民の働く権利を保護するため、使用者は許可なしに外国人労働者 を働かせてはならない。
- B.国民の雇用機会と労働条件を保護するため、雇主は台湾で働く外国 人労働者を受入れる際、まず合理的な労働条件をもって国内で求人公 募を行い、それでも需要を満たせない場合、はじめて不足人数の申請 を行う。
- C. 雇主と外国人労働者間で取決めた労働契約は、労働基準法内の「定 期契約」の規定に従い処理しなければならない。
- D.雇主が外国人労働者を雇うとき、雇用期間を最長2年とし、延期を 必要とする場合は一回のみに限る。それも最長一年を超えてはならな い。もし、重大にして特殊な状況の場合においては、再延長の申請は 可能であるが、その延長期間は行政院の命令に従う。但し、大規模な 建設プロジェクトで働く者は、再延長の期間は最長六ヶ月に限る。
- E.外国人労働者が許可された雇用期間中、法律に反することなく、規 定通りに雇用契約を終了した者が帰国した場合、または健康診断で不 合格になったが、帰国後の治療で健康を回復し、再検査の結果、合格 した場合、台湾への再入国を認められ、再就業が可能となる。しかし、 雇用期間の合計は6年間を超えてはならない。
- F. 外国人労働者は以下の事情のどれか一つに該当すれば、中央の主管 機関の許可を得て、他の雇主に継続して雇用されることができる。
  - (a) 雇主、または被看護者が死亡、或いは移民した場合

- (b) 船舶の押収・沈没、または修理により継続した就業が不可能な場合
- (c) 雇主が工場閉鎖・休業した場合、または労働契約通りに賃金の給付が行われないため労働契約が停止された場合
- (d) そのほか、被雇用者の責任によるものではない場合
- G. 雇主が外国人労働者を雇用した場合は、就業安定費を納め、国民の 就業促進のために使われる。
- H. 雇主は契約外の労働を外国人労働者に強制してはならない。違反者は厳罰を受け、改善が求められる。それに従わない場合は、外国人労働者の雇用許可が取り消される。そこで働く外国人労働者は、雇主の変更が可能となる。
- I . 外国人労働者は入国前、入国後三日以内及び入国して労働を始めて満6ヶ月目、18ヶ月目及び30ヶ月目の日の前後30日内に、健康診断を受けなければならない。
- J.雇用主は、外国人労働者が三日連続して欠勤し連絡不可能になった時、或いは雇用関係の消滅した時には、書面にて三日以内に現地の主管機関及び警察署へ通知し、その副本を行政院労工委員会に提出しなければならない。
- K.雇用主が雇った外国人労働者の強制送還や収監期間中の費用等については、雇用主が負担しなければならない。

以上は、行政院労工委員会の外国人労働者の雇用と管理に関する規定を、 2005年11月7日の改正内容を重点的に記述したものである<sup>(注10)</sup>。

# 3) 外国人労働者に対する権利と保護

外国人労働者は、言語、宗教、文化及び慣習の違いにより、台湾での労働環境に適応しにくい場合がある。特に、外国人労働者はいわゆる 3 K業

種に従事する場合が多く、悪劣な労働条件の下で労働を求められるだけでなく、多くの雇用主から給料の一部を搾取されるケースが後を絶たない。 台湾政府は外国人労働者を受入れる際に、彼らの定住を考慮していなかったが、しかし、人間としての法的権利の保障と台湾での生活への速やかな適応の管理と運用は十分に考慮し、関連する政策を重点的に施行してきた。

#### A. 労働保険と国民健康保険の加入

外国人労働者も台湾の労働者と同様に、労働保険及び国民健康保 険へ加入する権利を有する。労働保険の加入については、雇用者は 外国人労働者雇用許可証等の必要書類を労働保険局に提出、加入申 請を行わなければならない。また、国民健康保険ついては、「国民 健康保険法」の規定に従い加入しなければならない。外国人労働者 は保険期間中に病気や負傷等については、保障を受けることができ る。

#### B. 賃金

外国人労働者の賃金規定は、労働基準法に基づき、台湾人と同一の賃金規定が適応される。雇用主は労働者の賃金から仲介料やその他の料金を差し引いてはならない。また、賃金支払明細表は、母国語に翻訳しものを添付しておかなければならない。不当に差し引かれた場合は、被雇用者は法廷に賃金支払明細表を証拠として提出することができる。この規則に従わない場合、今後はこの雇用者の外国人労働者雇い入れの申請を許可しない、或いは申請中の手続きを中止する。また、すでに認可済みの案件に関しては、直ちに認可の取り消しを行うという厳しい措置が講じられている。

#### ○. 専属管理人と通訳者の選任

外国人労働者の日常生活を支援するため、専属の管理者を配置し、

通訳者の選任も行う。専属管理人と通訳者の人数については、「雇主聘僱外国人許可及管理辦法」の規定に基づいて、外国人労働者の人数に応じて選任の人数を決定する。

#### D. 外国人労働者向けの各種サービス

外国人労働者の台湾での生活適応能力を高めるための支援策として、全国に合計24ヵ所のカウンセリング・センターを設置し、精神的カウンセリング、雇用上の相談、労働紛争等々についての情報提供や相談の受付の通訳付きサービスを行っている。さらに、2カ国語を話す人々との通話無料のホットラインを開設し、随時、外国人労働者からの相談に応じられるようにしている。

# E. 外国人労働者に様々なレクリエーション活動の提供

外国人労働者は職務執行する上で、プレッシャーを感じたり、ホームシックを起こしたりしやすい。これらの解消のため、行政院労工委員会は、数ヶ国語のラジオ番組の開設、休日には文化的催しの開催や心理的な緊張や圧力の緩和に役立つ一連のレクリエーション活動を行っている<sup>(注11)</sup>。

#### 5. 外国人労働者受入れに伴う課題

10数年来、台湾の人口成長率は年々低下し、今では台湾女性の合計特殊出生率は、日本のそれよりも低い。つまり、少子高齢化時代への早急な対応が迫られている (注12)。本論の冒頭で述べたように、外国人労働者の受入れ当時の台湾経済成長率は高く、対する失業率は 1 %台と低かった。そのため、外国人労働者の受入れに関して賛否両論があった。それでも現実の問題を鑑みると外国人労働者の受入れを容認する趨勢が見られたし、既に不法就労者の存在も多数確認されていた。その原因を集約すると、台湾の経済発展、生

活水準及び教育水準の向上にある。結果的に、必要となる最低限の労働力の 確保さえ難い状況になった。このように労働力不足を一時的に外国人労働者 の受入れによって補充せざるを得なくなったのである。

外国人労働者受入れを機に、その人数が急速に増加し、今では受入れ当初の意図と異なり、約32万人を超える巨大な労働市場となった。また、急激に買い手市場となっている。近年、台湾における公共事業建設の減少と一般の製造業の中国大陸への進出により、これら分野における外国人労働者の受入れは減少傾向にある。逆に、少子高齢化時代を迎える台湾の経済社会において、看護・介護及び家事労働で働く外国人労働者が増加傾向にある。こうした変化は、台湾の労働市場にどのような影響を与えているのであろうか。

台湾は、わずか15年という短い期間に外国人労働者を社会と企業が受入れてきた結果、外国人労働者の定着化が進んでいる。まずは、この現象が台湾労働市場に与える影響を今後の問題として考える必要がある。次に、台湾政府が外国人労働者を受入れる際、受入れ人数の制限及び在留期間の限定という「限量限時」原則のもとで始めたが、今では両方とも拡大傾向にある。それが将来的に「外国人労働者の定住化問題」に発展する可能性が十分考えられ、この問題を台湾社会の中でどのように調和させるのかも今後の問題であるといわざるを得ない。さらに、現行の外国人労働者の受入れシステムは、受入れ国と送出し国の仲介業者を介して行われている。いわば「間接雇用形態」(注13)に近い需給システムで、すべての外国人労働者に関わる業務を統括している。これらの仲介業者が忠実に双方の政府が定めた諸規定に則って、執行・処理すれば業務が自ずとスムーズに展開する。しかし、両国のいずれかの仲介業者が、不当な利益を得るために規定に違反すれば必ず社会問題に発展する。例えば、2005年8月に台湾高雄市近郊で起きた外国人労働者による暴動は、政府から管理権限を得た仲介業者の不当な搾取による劣悪な労働

条件と生活条件によって起きた。もう一つの事例として、台湾政府は2002年12月、インドネシア籍労働者の大量の行方不明者、及び「インドネシア人的資源局」の彼らに対する管理不十分を理由に、インドネシアからの受入れを凍結した。2年後の2004年にはこの凍結を解除したが、このような事実をみる限り、双方の仲介業者の健全化をどのように図るかも、重要な課題であるといえる。

また、ベトナム及びタイからの外国人労働者の行方不明者が現在最も多いが、その中でも特に、看護・介護及び家事労働に従事する外国人労働者の行方不明者が一番多い(注14)。その理由は、雇用者が提供する労働条件への不満からであるといわれている。なぜこのような問題が起きるのか。やはり仲介業者の外国人労働者への説明不十分が背景にあると考えられる。同時に、もう一つの原因は、看護・介護及び家事労働は労働集約的な労働であり、誰しも労働条件のよいところを希望する。しかしながら、雇用側の家庭事情の違いにより、職務従事の際の労働条件が当然にして異なってくる。外国人労働者が増えるに従い、台湾国内に自ずと外国人労働者によるネットワークが形成され、拡大していき、その中で情報がめぐるようになる。そのネットワークをもとに彼らは移動したり、行方をくらましたりするようになる。これまで台湾における行方不明者数は、全外国人労働者数の約4.16%であり、比較的に低い水準にあるが(注15)、今後はこのような数値の悪化が予測される。早急に、かつ、有効な対策を講じなければ、国内労働市場における大きな攪乱要因となる恐れは十分にあると考えられる。

最後に、外国籍配偶者問題を取り上げてみたい。外国籍配偶者を台湾では「外籍新娘」(外国籍の花嫁)と呼ばれ、その人数は増加の傾向にある。この外国籍配偶者問題は外国人労働者問題によって派生した問題であり、関連性は非常に高い。台湾人と婚姻を結び、台湾国籍を取得すれば、台湾人と同等な権利と義務を遂行しなければならない。台湾社会において外国籍配偶者

とその子供が、台湾社会に馴染み適応していけるかどうか、台湾政府も様々 な施策を投じている。しかし、依然として多くの問題と課題が残されている。

そもそも外国籍配偶者問題の発生は、台湾で働く外国人のなかから台湾人男性との結婚、または台湾企業の海外進出を機に海外で知り合っての結婚、もしくは外国人労働者の仲介業者を介しての結婚といった様々なケースが考えられる。大雑把にいえば、前二者については、一般にいわれるところの国際結婚に該当するのではないかとみられる。しかし、台湾において、後者のケースを外国籍配偶者と称し問題視している。これにつてはいささか差別的な見方も否めないが、一つの社会現象として注目されている。

表8が示すように、1987年1月から2006年8月末までの外国籍配偶者数は

表 8 台湾における国籍別外国籍配偶者数と比率

1987年から2006年8月末まで

(単位:人・%)

国 籍 別	人 数	比率
ベトナム	75,378	19.96
インドネシア	25,866	6.85
タイ	9,611	2.55
フィリピン	6,046	1.60
カンボジア	4,529	1.20
日 本	2,447	0.65
韓国	792	0.21
そ の 他	8,629	2.29
合 計	133,298	35.30
中国大陸	233,454	61.83
香港・マカオ	10,848	2.87
合 計	244,302	64.70
総計	377,600	100.00

資料出所:行政院内政部警政署、入出境管理局、戸政司、2006年9月

377,600人である。東南アジアからの外国籍配偶者が121,430人と全体の 32.16%を占める。残りの大部分は、香港・マカオを含む中国大陸からであり、 人数別で見ると244,302人の64.70%を占めている。中国の花嫁の平均結婚年 齢は30.3歳で比較的高い。これに対し東南アジアからのそれらの平均結婚年 齢は22.9歳で比較的若い。台湾人男性が外国籍配偶者を娶る人数は年々増加 傾向にあり、4組に1組が、所謂「外籍新娘」で占める計算になる $(^{(\pm 16)})$ 。 母国語しか話せない若い女性が、台湾人家庭、台湾人社会において如何に適 応するか、まして子供の教育をどう施せばよいのか、難しい問題が山積して いる。台湾行政院内政部の統計資料によると、2004年末に全台湾の嬰児出生 数は216,419人、その中で13.2%が香港・マカオを含む中国大陸と東南アジ ア地域の外国籍配偶者によるもので、約3万人弱に達している。また、2005 年末には205,854人のうち、12.9%が外国籍配偶者の子女であり、それは新 生児の $7 \sim 8$ 人中1人を占めることになる $( \pm 17 )$ 。外国籍配偶者による出生 率は、台湾人女性のそれよりも高い。台湾では「新台湾之子」と呼ばれる外 国籍配偶者によって生まれる子女の数が年々増加するなかで、台湾としては この問題を軽視するわけにはいかない。彼らの家庭生活と子女の教育に注意 を払いしつつ、台湾社会におけるこれら子女の健全な成長を望まずにはいら れない。

#### 注:

- 1.この計画は、1991年7月1日から1997年6月30日までの6年間において 実施されるものである。大規模な公共建設を実施することによって、持続 的な経済発展と国民生活の質的向上を図り、同時に、経済社会の新秩序を 構築し、均衡の取れた発展を図ろうとするのが目的である。
- 2. 詹火生: 「開放外籍労工可能造成的影響及其因応措施」より参照。この

論文は中華民国全国総工会刊行雑誌「全総会訊」、第3巻第4期、1991年 8月1日に収録されている。 P.18。

- 3.台湾行政院主計処発表の統計資料(表1)。
- 4 . 矢延洋泰: 「巧妙なシンガポールの外国人労働者対策 日本が学べルも のは何か」より参照。この論文は「エコノミスト」、1989年10月3日、に 収録されている。PP.29~30。
- 5. 鷗承泰「外労数量與台湾労工就業的関係」より参照。(この論文は鷗台 湾大学教授が、2003年10月に台北市政府主催の講演会での報告論文)。
- 6. 同上の論文より引用。
- 7. 同上の論文より引用。
- 8 . 同上の論文より参照。
- 9.洪栄昭「台湾 2国間協定に基づく受入れを実施」、独立行政法人労働 政策研究・研修機構・海外労働情報、テーマ別国際比較、2006年3月号と 台湾行政院労工委員会発表(http://www.cla.gov.tw/cgi-bin/SM-theme?page-41cfb01b) **の資料に基づき整理したもの**。
- 10. 同上。
- 11.洪栄昭「台湾 2国間協定に基づく受入れを実施」、独立行政法人労働 政策研究・研修機構・海外労働情報、テーマ別国際比較、2006年3月号よ り参照。
- 12,2005年台湾婦女の合計特殊出生率は1.115%である。台湾行政院内政部 戸政司編製:2005年台湾各県市人口粗出生率、育齢婦女一般生育率、年齢 別生育率及総生育率より引用。
- 13.厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課から平成15年度委託調査した結 果、佐野助教授及び加藤教授で構成する調査研究委員会「台湾の外国人労 働者の受入れに関する調査研究報告書」概要より引用。

- 14.表7を参照。
- 15. 資料出所:台湾行政院労工委員会、外籍労工統計表、2006年7月。 http://www.evta.gov.tw/stat/stat/htmより引用。
- 16. 職承泰「外労数量與台湾労工就業的関係」より参照。(この論文は職台湾大学教授が、2003年10月に台北市政府主催の講演会での報告論文)。